

平成25年度に係る随時監査(工事に係るものを除く。)の結果に対する措置状況

第1 監査の結果の報告

平成25年度に係る随時監査(工事に係るものを除く。)の結果については、平成26年1月17日に議会、知事及び関係のある委員会に報告(平成26年1月17日付け北海道公報第2548号で公表)した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
1 不適切な会計処理を行っていたもの	
(1) 倶知安高等学校	
<p>《指摘事項》 物品購入、役務の提供等の契約に係る代金について、平成22年度から平成24年度の期間において、出所不明の学校保管金や私費により支払っているものが、4件、33万8,633円、決定書を作成せずに契約し、事後に決定書を作成しているものなどが、14件、49万6,006円、計18件、83万4,639円の不適切な事務処理があった。 なお、その内訳は次のとおり。 ア 出所不明の学校保管金によって支払っているもの 2件 253,520円 イ 私費により支払っているもの 2件 85,113円 ウ 決定書を作成せずに契約し、事後に決定書を作成しているもの 1件 141,750円 エ 決定書を作成せずに契約した複数の工事等を、1件の契約として事後に契約書を作成しているもの 10件 190,217円 オ 決定書を作成せずに契約し、前年度に納入された物品を現年度に納入されたこととする決定書を事後に作成しているもの 1件 20,000円 カ 支払いが遅延しているもの 1件 81,039円 キ 現年度に完成しなかった少額工事を、現年度に完成したこととしているもの 1件 63,000円</p>	<p>平成25年10月から、道立学校における物品購入等の発注の際には、管理職による確認欄を設けた発注書による発注を義務づけ、その発注書控えにより管理職が納品、検査等の契約事務の進行管理の徹底を図っております。 また、平成26年4月から、教育局と道立学校の連携を図るため、各道立学校の定例的な契約の年間執行予定表を各学校が教育局に提出し、教育局は道立学校の予算執行を確認することとしました。 さらに、道立学校に対し、教育局による随時指導を行った際には金庫内の出所不明金の有無や長期にわたり保管されている現金について、確認することとしました。 今後は物品購入、役務の提供等に係る契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、必ず事前に支出負担行為の内容を明らかにした決定書を作成し、支出漏れを防ぐとともに、各種研修会においても法令規則等に基づいた適切な契約事務の執行について周知徹底し、より適正な事務処理に努めます。</p>
(2) 東川高等学校	
<p>《指摘事項》 物品購入、役務の提供等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、平成22</p>	<p>平成25年10月から、道立学校における物品購入等の発注の際には、管理職による確認欄を設けた発注書による発注を義務づけ、その</p>

<p>年度から平成24年度までの期間において、これを行わずに契約し、私費で支払っているものなどが、66件、94万6,724円、決定書の作成は行っているものの、翌年度以降の予算で支出しているものなどが、27件、31万1,836円、計93件、125万8,560円の不適切な事務処理があった。</p> <p>なお、その内訳は、次のとおり。</p> <p>ア 私費により支払っているもの</p> <p style="padding-left: 40px;">48件 839,135円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決定書を作成していないもの <li style="padding-left: 40px;">35件 660,710円 ・決定書を作成しているもの <li style="padding-left: 40px;">13件 178,425円 <p>イ 翌年度以降の予算で支出しているもの</p> <p style="padding-left: 40px;">36件 306,341円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決定書を作成していないもの <li style="padding-left: 40px;">23件 189,625円 ・決定書を作成しているもの <li style="padding-left: 40px;">13件 116,716円 <p>ウ 決定書を作成せずに契約した複数の物品修繕を、1件の契約として事後に決定書を作成しているもの</p> <p style="padding-left: 40px;">5件 45,590円</p> <p>エ 決定書を作成せずに契約し、前年度に納入されていた物品を現年度に納入されたこととする決定書を事後に作成しているもの</p> <p style="padding-left: 40px;">3件 50,799円</p> <p>オ 翌年度に納入された物品の購入代金を前年度予算で支出しているもの</p> <p style="padding-left: 40px;">1件 16,695円</p>	<p>発注書控えにより管理職が納品、検査等の契約事務の進行管理の徹底を図っております。</p> <p>また、平成26年4月から、教育局と道立学校の連携を図るため、各道立学校の定例的な契約の年間執行予定表を各学校が教育局に提出し、教育局は道立学校の予算執行を確認することとしました。</p> <p>今後は物品購入、役務の提供等に係る契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、必ず事前に支出負担行為の内容を明らかにした決定書を作成し、支出漏れを防ぐとともに、各種研修会においても法令規則等に基づいた適切な契約事務の執行について周知徹底し、より適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(3) 岩見沢高等養護学校</p>	
<p>《指摘事項》</p> <p>物品購入、役務の提供等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、平成22年度から平成24年度までの期間において、これを行わずに契約し、私費により支払っている不適切な事務処理が、12件、33万7,295円あった。</p>	<p>平成25年10月から、道立学校における物品購入等の発注の際には、管理職による確認欄を設けた発注書による発注を義務づけ、その発注書控えにより管理職が納品、検査等の契約事務の進行管理の徹底を図っております。</p> <p>また、平成26年4月から、教育局と道立学校の連携を図るため、各道立学校の定例的な契約の年間執行予定表を各学校が教育局に提出し、教育局は道立学校の予算執行を確認することとしました。</p> <p>今後は物品購入、役務の提供等に係る契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、必ず事前に支出負担行為の内容を明らかにした決定書を作成し、支出漏れを防ぐとともに、各種研修会においても法令規則等に基づいた適切な契約事務の執行について周知徹底し、より適正な事務処理に努めます。</p>

(4) 八雲高等学校	
<p>《指摘事項》</p> <p>定期刊行物が納品された場合は、納品の都度検査を行い、定期刊行物購入決定書の所定欄に所要事項を記載の上、押印し、請求書と購入決定書の照合確認を行い代金を支払うこととなるが、平成21年度に納品された追録についてこれを行わず、平成22年度において私費により支払っている不適切な事務処理が、1件、2,200円あった。</p>	<p>平成25年10月から、道立学校における物品購入等の発注の際には、管理職による確認欄を設けた発注書による発注を義務づけ、その発注書控えにより管理職が納品、検査等の契約事務の進行管理の徹底を図っております。</p> <p>また、平成26年4月から、教育局と道立学校の連携を図るため、各道立学校の定例的な契約の年間執行予定表を各学校が教育局に提出し、教育局は道立学校の予算執行を確認することとしました。</p> <p>なお、各種研修会においても法令規則等に基づいた適切な契約事務の執行について周知徹底し、より適正な事務処理に努めます。</p>
(5) 美幌高等学校	
<p>《指摘事項》</p> <p>物品購入、役務の提供等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、平成24年度及び平成25年度において、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものが、72件、292万8,938円、適法な請求書を受理したにもかかわらず、相当な期間が経過したため、契約の相手方から再度請求書を提出させているものが、3件、28万3,962円、計75件、321万2,900円の不適切な事務処理があった。</p>	<p>平成25年10月から、道立学校における物品購入等の発注の際には、管理職による確認欄を設けた発注書による発注を義務づけ、その発注書控えにより管理職が納品、検査等の契約事務の進行管理の徹底を図っております。</p> <p>また、平成26年4月から、教育局と道立学校の連携を図るため、各道立学校の定例的な契約の年間執行予定表を各学校が教育局に提出し、教育局は道立学校の予算執行を確認することとしました。</p> <p>今後は物品購入、役務の提供等に係る契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、必ず事前に支出負担行為の内容を明らかにした決定書を作成し、支出漏れを防ぐとともに、各種研修会においても法令規則等に基づいた適切な契約事務の執行について周知徹底し、より適正な事務処理に努めます。</p>
2 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの	
網走南ヶ丘高等学校	
<p>《指導事項》</p> <p>旅費の支出において、請求事務を失念したため、平成23年度予算で支出すべきところを平成24年度予算で支出しているものが、1名分、1万9,360円あった。</p>	<p>旅費の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な事務処理に努めます。</p>